

高第181号
障第282号
令和4年5月17日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

高齢者・障がい者施設での感染防止対策の徹底について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまでに経験したことのない「第6波」の感染拡大後、一旦減少した陽性者が、再び増加に転じるなど、感染拡大の危機を迎えています。

そうした中で、高齢者・障がい者事業所・施設での感染例も依然として多く、クラスターの発生も続いております。

今後、更なる感染拡大も想定されることから、各事業所・施設におかれては、下記にご留意いただき、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 各施設における感染拡大防止対策の徹底をお願いします。
 - ・ 感染が発生した施設において、感染拡大防止の対応が十分に講じられていないことから、クラスターに至り、更に拡大する事例が発生しています。
 - ・ 基本的な感染対策とともに、施設内で感染が発生した場合の対応についてもご確認のうえ、施設内での徹底をお願いします。
 - ・ 県のHPで施設内での感染防止に向けた研修の動画、資料がご覧いただけますので、改めて、関係者でご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

 - ・ また、県では、感染例が発生した入所施設に対し、感染症対策専門家による、施設での感染対策に関する支援を実施しています。入所施設を所管する県事務所、岐阜地域福祉事務所、市町村又は保健所を通じて、ご連絡ください。
 - ・ 入所施設で感染例が発生し、必要な个人防护具が不足する場合は、県（岐阜市内の施設は岐阜市）から、サージカルマスク、フェイスシールド、ガウン、手袋等の物資を供給いたしますので、県事務所等に要請してください。
- 2 職員・利用者の体調管理、状況確認の再徹底をお願いします。
 - ・ 職員が、症状があるのに無理をして勤務を続けた結果、他の職員・利用者に感染が拡

がったと思われる例が発生しています。また、施設において職員の体調確認が十分にできていなかった例も発生しています。

- 改めて、各施設のコロナガードにより、すべての関係職員等（直接雇用の職員のほか、派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など）と利用者について、体調確認、施設に対する感染の可能性や体調不良時の報告、感染の疑いや体調不良の場合の出勤・利用停止の徹底をお願いします。

3 感染発生時（感染の疑い発生時を含む）には県・市町村へ速やかに報告してください。

- 速やかな施設支援や対策の検討のため、感染発生時（感染の疑い発生時を含む）には、施設を所管する県事務所等、市町村への報告を速やかにお願いします。

| | | | |
|----------------------|----------------------|----|----|
| 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係 | | | |
| 係長 | 堀部 | 担当 | 大野 |
| T E L | 058-272-1111 内線 2600 | | |
| F A X | 058-278-2639 | | |

| | | | |
|----------------------|----------------------|----|----|
| 岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係 | | | |
| 係長 | 若原 | 担当 | 信田 |
| T E L | 058-272-1111 内線 2686 | | |
| F A X | 058-278-2643 | | |